

【申請における注意点】 H30ものづくり補助金2次公募

例年、採択後の交付決定要件や補助事業遂行などに対する理解不足から、採択辞退、補助事業の廃止などとなる補助事業者が発生しています。

本補助事業の応募申請にあたっては、公募要領記載事項とあわせ、以下の注意事項についても十分にご確認ください。

申請前に確認！！

次の場合は、採択後であっても採択の取消もしくは交付決定の取消し、事業の廃止、または、補助金交付対象外、補助金交付額の減額もしくは返納となることがあります。

- a. 認定支援機関確認書など、必要添付書類に記入漏れや不備のあるもの。
- b. 交付決定日から2020年1月31日(金)までに事業計画、発注・納入・検収・支払等のすべての事業の**手続きおよび実績報告書の提出が完了しない場合**。
※特に、事業計画の完了について、様式2の事業計画書中「(4)事業の具体的な内容 その1」に記載した課題解決のための具体的取組や目標達成のための取組を行わず、機械装置の導入や原材料などを購入しただけに留まるなど、その効果の検証や試作などを補助事業完了期限までに行わないもの。
- c. **事務局の承認を得ずに、補助事業計画に変更**(購入しようとする物品等を含む)を加え、当該変更された計画を遂行した場合。
- d. 小規模企業者等であるとして、補助率アップの申請をした小規模企業者が、補助事業終了までに**小規模企業者の定義から外れた場合は補助率が2/3以内から1/2以内となります**。なお、労働者名簿に記載する従業員は、解雇予告の必要な**パート・アルバイト等も含まれますが、会社役員及び個人事業主は含まれません**。
※「常時使用する従業員」については、労働基準法第20条の規定に基づく「**予め解雇の予告を必要とする者**」が従業員と解されます。また、会社役員及び個人事業主は**予め解雇の予告を必要とする者に該当しないため**、中小企業基本法上の「常時使用する従業員」には該当しないと解されています。
下記に該当する労働者は「常時使用する従業員」に含まれません。(公募要領p46労働基準法の第21条参照)
 1. 日日雇い入れられる者
 2. 2箇月以内の期間を定めて使用される者
 3. 季節的業務に4箇月以内の期間を定めて使用される者
 4. 試の使用期間中の者
- e. 採択後(補助事業終了後を含む)において、**中小企業者の定義から外れた場合**。
※大企業成り、大企業から出資を受ける予定がある場合はご注意ください。
- f. 事務局からの再三の連絡に応じないなど、**補助事業遂行体制が整っていないと事務局が判断した場合**。
- g. 補助事業に係る補助事業者宛ての証拠書類(見積書、納品書、請求書その他補助対象経費に係る経理書類(契約書含む))について、**書面(社印または代表印で押印された原本)を事務局が確認できない場合**。(事務局が特に不要と認めた場合を除く)
※補助事業期間中はPDFなどを印刷したもので事務手続きを進めていただけますが、事務局の求めがあった場合は提示できるよう、原本を取得してください。
- h. **補助率アップ及び加点を申請する場合は、要件を確認のうえ、必要な書類を提出してください**。要件を満たさない場合は、採択されても交付決定を受けることができず、辞退していただくことがあります。